

赤 穂 市 入 札 監 視 委 員 会  
 令 和 5 年 度 第 1 回 委 員 会 議 事 概 要 書

開催日及び場所	令和5年8月7日(月) 市役所6階 601会議室	
委員	有田 伸弘 (関西福祉大学社会福祉学部教授) 羽田 由可 (弁護士) 【欠席】 武内 隆幸 (兵庫県職員) 家根 次代 (税理士)	
審議対象期間	令和4年10月1日 から 令和5年3月31日 まで	
報告事項	(1) 入札状況 (2) 抽出案件について (3) 指名停止状況 (4) 談合情報など不正行為に係る情報及び対応状況	
審議事項 (協議事項など)	(1) 抽出案件の審議	
抽出案件	4 件	案件名
一般競争入札	(工事)	
	(委託) 1 件	尾崎3号線物件補償費調査業務委託 (建設部公園街路課)
指名競争入札	(工事)	
	(委託) 1 件	千種川等水質精密調査業務委託 (市民部環境課)
	(物品) 1 件	公害測定機器 (窒素酸化物計) (市民部環境課)
随意契約	(工事) 1 件	総合福祉会館外部倉庫防水外改修工事 (建設部都市計画課・健康福祉部社会福祉課)
	(委託)	
	(物品)	
委員からの意見・質問、それに対する回答など などの回答など	次のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	【意見】 審査した4件とも契約は適切に行われている。	
	意見・質問	回答
報告事項 (3)指名停止状況について 指名停止期間4カ月の案件の指名停止期間については、当該措置要件に定める指名停止期間に基づき算出しているのか。		当該措置要件に定める指名停止期間を基に算出するものである。 本件の場合、指名停止期間4カ月を課徴金減免制度で2分の1の2カ月とし、3年以内に再び指名停止となったため2カ月を2倍して、結果4カ月となったものである。

審議事項

①尾崎3号線物件補償費調査業務委託（建設部公園街路課）

応募資格要件で求める業務実績は、落札業者だけに必要書類の提出を求めるのか。それとも、入札参加業者すべてに提出を求めるのか。

応募資格要件の業務経験の実績は過去5年や10年などの期限を決めているのか。或いは、過去30年前など古くても実績があれば資格要件を満たすということなのか。

令和4年度から業務委託については、指名競争入札から一般競争入札への移行を試行しているが、何か効果は表れているのか。

応募資格要件の業務実績について、過去5年間ぐらいの期限を定めてはどうか。

入札参加業者すべてに提出を求めている。  
なお、事後審査型一般競争入札のため、入札前にすべての入札参加業者に対して資格審査を行うのではなく、入札後に最低価格で入札した業者を第1落札候補者とし、その業者の資格審査を行い、要件を満たす落札候補者を決定するまで、順々に次点の業者への資格要件の確認を繰り返している。

具体的に何年以内という条件は定めてはいないが、実績については契約管財課と発注担当課とで協議を行い、業務を遂行できるかどうかを判断している。

一般競争入札を試行してから、予定価格に対する落札率が下がっている傾向にあることから、競争性が高まり、一定の成果として結果が出ていると分析している。

現時点において、特に期間を定めてはいないが、業務の中で必要な実績期間について調査検討をしたい。

②総合福祉会館外部倉庫防水外改修工事（建設部都市計画課・健康福祉部社会福祉課）

落札業者は見積り金額の桁間違いをしたと見受けられるが、何か救済措置的なものはないか。

落札業者がペナルティーを受ける覚悟があって辞退となった場合、どのようなペナルティーがあるのか。また、この工事はどうなるのか。

金額誤りは契約辞退の正当な理由にならないので、指名停止の可能性が高いということか。

落札業者には、この金額で工事可能か確認しているのか。

落札業者が契約辞退をしていたら、次点の会社との契約になることを想定すると、辞退したところで、市にとって大きな損害、迷惑にはならないと思われるが、安易な契約辞退は認めないけれども、錯誤で桁を間違えた落札を無理矢理受注させるのはどうなのか。

現行制度上、救済措置はない。  
金額の間違いが無効な入札になるかどうかの検討も行ったが、財務規則や随意契約ガイドラインの中で金額誤りの入札が無効という明記されていないため、市として無効な入札として認めることは難しいと判断した。

入札参加者審査委員会を開催し、その中で対応方法を決定する。仮に辞退があった場合には、指名停止となる場合、「入札参加資格制限及び指名停止基準」別表第3第9項第4号（イ）の適用により、指名停止期間が3カ月となる。工事については、予定価格の範囲内で次点の低い金額で見積もった業者が繰り上げられ、その業者と契約するという流れになる。

指名停止の可能性が高いと考える。  
契約辞退の正当な理由として想定しているのは、入札後に会社が倒産したり、配置予定技術者が亡くなったり退職したことで条件に当てはまらなくなったり、建設業許可の取消しがあった場合である。したがって、金額誤りは、正当な理由ではないと判断している。

低落札価格調査を行った中で、落札業者に対して施工の意思があるかどうかの確認を行い、契約を締結した。

この工事に関しては赤穂市の現契約制度の中では適正に行われたと判断しており、工事検査を実施して、問題なく仕上がっていることも確認できている。しかしながら、ご指摘もあったので、検討課題としたい。

③千種川等水質精密調査業務委託（市民部環境課）

<p>委託業務の多くは一般競争入札へ移行されていると思うが、これを指名競争入札にした理由はあるのか。</p> <p>見積りにより設計しているのであれば、どのように見積もりをとって、どのように採用しているのか。</p> <p>調査業務になるが、積算基準を使用して算出しているのか。また、3者のお見積り業者の中に落札業者は含まれるのか。</p> <p>落札率100%についてはどう考えているのか。</p> <p>見積金額をそのまま採用するのではなく、乗数をかけるなどはしないのか。</p> <p>最も安価だった見積りを採用するものなのか。</p> <p>見積りをとるのはだいたい3者ぐらいなのか。</p>	<p>本件は、通常の生活環境項目以外にダイオキシン類といった特殊項目の調査を必要とし、その技術を要している事業者を選定するために指名競争入札としている。</p> <p>過去の入札実績を考慮し、3者へ見積りを依頼し、3者のうち最も安価だった見積りを採用して設計している。</p> <p>積算基準は使用していない。また、3者の中に落札業者は含まれている。</p> <p>本件は、結果として見積りを採用した業者が落札している。見積りをベースに設計しているので、落札率が100%になる可能性はあると考える。</p> <p>乗数はかけていない。 なお、乗数をかけると見積りを採用した妥当性がなくなるため、明確な基準がある場合を除き、見積金額に乗数をかけることは原則行っていない。</p> <p>積算基準に基づくと、参考見積りをとった場合、機械電気等の特殊性が高い工事は最低額を採用し、その他の工事、委託等では平均額を採用する業務もある。本件については、これに準じて、最低額を採用して設計している。</p> <p>見積りをとる業者数は、財務規則では2者以上、設計積算用の参考見積りであれば、兵庫県の基準では3者以上となっている。</p>
--	--

④公害測定機器（窒素酸化物計）（市民部環境課）

<p>落札額と差が大きかった予定価格の設定方法を確認したい。</p> <p>予定価格については、予算要求時の1者からの見積りで算出しているということだが、予定価格の算出時は、別途3者から見積りをとらないといけないのではないのか。</p> <p>予算額から予定価格を算出する方法を採用すれば、見積り1者で予定価格を算出することになるが、最低、相見積りが必要ないのか。</p> <p>確かに最終的には複数者から見積りはとっているが、落札額があまりに予定価格と離れすぎているため、このようなやり方でいいのか。物品購入の入札にあたり、精度の高い予定価格になるように調査研究してみてもどうか。</p>	<p>本件の予定価格は、予算額をベースとしている。 落札率の低かった理由については、明言はできないが、可能性として考えられるのは、広く流通している機器ではないので、それぞれの業者の年間の販売実績等により、機器の卸値価格が変わってきているためと考えられる。</p> <p>「予定価格調書作成要領」による予定価格の算出方法としては3つあり、①設計書から予定価格を算出するもの、②事前に徴収した見積りを参考に予定価格を算出するもの、③予算額に基づいて予定価格を算出するものになる。本件は、③予算額から予定価格を算出したものになる。よって、3者からの見積りはとっていない。</p> <p>本件の予定価格は、予算から算出しているため、確かに1者のお見積りとなっているが、落札業者決定の際には複数者から見積りをとっている。</p> <p>物品購入の入札では、現行では予算額をベースに予定価格を決定している。ご指摘の予定価格の算出方法については、予算額からの算出以外についても検討したい。</p>
---	---